

平成22年第3回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	平成22年9月10日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成22年9月17日 9時29分			議長	坂口久信
	閉会	平成22年9月17日 13時25分			議長	坂口久信
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席1名	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	所賀 廣	出	7番	見陣 泰幸	出
	2番	山口 巖	出	8番	久保 繁幸	出
	3番	平古場 公子	出	9番	末次 利男	出
	4番	坂口 久信	出	10番	山口 光章	欠
	5番	牟田 則雄	出	11番	下平 力人	出
	6番	川下 武則	出	12番	木下 繁義	出
会議録署名議員	6番	川下 武則	7番	見陣 泰幸	8番	久保 繁幸
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 寺田 恵子		(書記) 針長 俊英			
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	岩島 正昭	農林水産課長	新宮 善一郎		
	副町長	永淵 孝幸	税務課長	江口 司		
	教育長	陣内 碩泰	建設課長	川崎 義秋		
	総務課長	岡 靖則	会計管理者	坂本 豊		
	企画商工課長	桑原 達彦	農業委員会事務局長	藤木 修		
	財政課長	大串 君義	学校教育課長	川瀬 勝芳		
	町民福祉課長	毎原 哲也	社会教育課長	高田 由夫		
	健康増進課長	松本 太	太良病院事務長	井田 光寛		
環境水道課長	土井 秀文	代表監査委員	野中 秋吉			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成22年 9月17日（金）議事日程

開 議（午前 9 時30分）

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第53号 | 専決処分事項の承認を求めることについて |
| 日程第 2 | 議案第54号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第55号 | 給与の特別調整に関する条例等を廃止する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第56号 | 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第57号 | 財産の無償譲渡について |
| 日程第 6 | 議案第58号 | 町道の一部廃止について |
| 日程第 7 | 議案第59号 | 町道の認定について |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 町道の認定について |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 平成21年度太良町山林特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 平成21年度太良町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第64号 | 平成21年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第65号 | 平成21年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第66号 | 平成21年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 議案第67号 | 平成21年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第68号 | 平成21年度太良町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第17 | 議案第69号 | 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定について |
| 日程第18 | 議案第70号 | 平成22年度太良町一般会計補正予算（第4号）について |
| 日程第19 | 議案第71号 | 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第20 | 議案第72号 | 平成22年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第21 | 議案第73号 | 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第22 | 議案第74号 | 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第23 | 議案第75号 | 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について |

日程第24 議案第76号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

日程第25 議案第77号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第26 議案第78号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について

日程第27 閉会中の付託事件について

（追加日程）

日程第28 意見書第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について

日程第29 意見書第9号 米価下落への緊急対策を求める意見書（案）の提出について

日程第30 意見書第10号 新たな経済対策を求める意見書（案）の提出について

午前9時29分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事を、お手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 議案第53号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 議案第53号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第53号 専決処分事項の承認を求めることについて、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

日程第2 議案第54号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを

議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

給与ですけど、病院のことでちょっと質問します。

まだ時も浅いと思うんですけど、給与体系を正看と准看の差をつける、そして、そこ給与級の形態を今後どのように考えておられるのか質問します。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今の給与体系とは全く違うような感じになりますけど、能力給というふうな形を持っていて、正看、准看だけではなく、全職員がその能力に見合った給与になるよう設計をしていきたいと思っています。

○7番（見陣泰幸君）

先ほども言いましたように、まだ半年ぐらいですけど、それは一応目標としては黒字が出なければ看護師さんたちの給与を下げるとか、そこら辺はどのように、まだとは思いますが、先どのように考えておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

もちろんそういうふうには経営黒字になった場合は、その分はプラスで還元するであるとか、逆に赤字になる場合はカットするとか、そういうのはもう当然のことでやっていきたいと思っています。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、アドバイザーが2年前に来られたときに、今の病院の体系じゃ、職員給与40,000千円ぐらいを減額しないと赤字の補てんはできないだろうという話を聞いていたんですけど、そこら辺で、今、半年ぐらいの間でどれぐらいのペースで、ある程度、赤字、黒字の分岐点といいますか、そこら辺は見えていますかどうですか、そこら辺をお尋ねします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

済みません。今、はっきりした数字はまだ見えていないんですが、4月からの決算状況、損益計算書、そこを見ていると、昨年度よりはいいペースで収益は上がっておりますので、年度末はいい数字が出ると考えております。

以上です。

○2番（山口 巖君）

関連ですが、職務給を取り入れるという今言葉だったんですけども、それは職員のほうにはある程度浸透しているということですか、今から話すということですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

まだ浸透とまではいいませんが、幹部集めて話はやっています。業績を毎月報告しながら、業績に応じた給与体系というのは話はしていています。

○1番（所賀 廣君）

病院のことなんですけど、赤字がなくなったからいいというもんじゃなくて、町民の皆さんが納得できるというのは、サービス面だとかというふうなが大いに出てくると思うとですね。それと、今のところ整形のほうはかなり頑張っておられて、だんだん赤字解消につながるだろうというふうに思いますが、本当言うと、やっぱり内科だとか、そういった部分が充実してこそ、いい企業というか、そういったことにつながっていくというふうに思うわけなんですけど、この内科ですね、この辺は、医局との関係もあるでしょうけど、将来どのように思っておられますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

もちろん内科の医師の招聘、やっぱり2名体制は必要だと思いますので、今、大学、また民間の紹介会社、そういったところに話をしています。常勤といわずとも、短期で週に何回か来れる先生、そういった方でもいいんで、まず今探している状況です。今後は必ず2名は必要になってくると思いますので、そういう動きをしている状況です。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、今、所賀議員の。私も実はむち打ちに遭って1カ月ぐらいちょっと病院に通ったんですけど、物すごく角田先生のところお客さんが多いんですよ。私はリハビリのほうに行ったんですけど、その中で角田先生もお年を召しておられるんで、なるべく早くに早急に対処をして、もう1人ふやして、今のうちにですよ、やってもらえればいいかなと思いますけど、町長、そこら辺はいかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

内科医師の件でお答えいたします。

実は8月27日にも一応院長と事務長と、まだ私、入院しとったですけども、同行して佐賀医大にそこら付近の医師確保について、小児科、あるいは内科について再三太良町の実態を訴えて、一日も早く医師を派遣してくださいというふうな要望を出しております。それで、けさも若干おくれてまいりましたけれども、実は別の方向でまた医師の内科の件である人と打ち合わせをして、打診をしてみるというふうな話も聞いておりますから、極力早いうちに、今、内科医も、議員おっしゃるとおりに、1人体制ですから、大変だろうと思いますけれども、極力早いうちにそこら付近の意志決定をやりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第54号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第55号

○議長（坂口久信君）

日程第3. 議案第55号 給与の特別調整に関する条例等を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

54号でるる質問があってございましたけれども、ちょっとだけ、経営形態を見直したことになるものでありますのでちょっと論点を整理して質問したいと思います。今まで職員の身分、これが今までは地方公務員法によって身分が保障されとったわけですけれども、今回、地方公営企業労働関係法で身分を保障するということになると思いますけれども、その違い、簡単に説明してください。

それと、職員の給与、勤務条件、こういったものも今までは一般職員と一緒にいう形だったんですけれども、今回は給与の基準が一つの労働協約、企業管理規程、こういったものを重視した給与体系になるということになりますけれども、もちろん大きな違いは人勧の対象と対象外ということになると思います。そこで、その辺の違いの説明といたしますか、わかりやすく説明をしてください。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

申しわけありませんが、まだそこら辺の詳しいところを私まだ勉強しておりませんので、今後勉強していきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○ 8 番（久保繁幸君）

今回、この3つの条例を廃止するようになっておりますが、この条例を廃止することによって病院側の利点といたしますか、その辺はどのようなものが考えられるのか、お伺いいたします。

○ 総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

利点といたしましょうか、今回は公営企業の全部適用で、条例等については3月の議会に提案しております、企業職員の給与に関する条例とか、種類及び基準に関する条例、それとか、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例と、あと特殊勤務手当の支給要綱とか、それぞれ今まであった条例については、条例とか、規程によって整備をしておりますけれども、中身については、今までは条例できちっと整備しなければいけないものと、今回、規程というところにいろいろなっておりますので、変更できる点については速やかにできるかなと思っております。条例行為については当然議会にかけなくちゃいけませんけれども、病院内でできる範囲のことについては、病院内でできるんじゃないかなと思っています。

以上です。

○ 8 番（久保繁幸君）

今、総務課長のほうで、病院内でできるものということをおっしゃったんですが、病院内でできるものはどういうものが考えられますか。まだその辺までいっていらっしゃいませんか。

○ 総務課長（岡 靖則君）

お答えいたします。

企業職員の特殊勤務手当とか、各種の手当等については、条例でしている分ともう規程で整備しているものとありますので、その規程で整備している分については、各病院の院長手当とか特殊勤務手当は今回規程で整備しておりますので、先ほど病院の事務長が言いましたけれども、業績等のそういうものを勘案されたところで整備をされるんじゃないかなと思っています。

○ 9 番（末次利男君）

それでは、今回、それこそ病院経営に大きなメスが入ったわけでした、大改革をアドバイザーの指摘により着々と進められておるわけでございますけれども、全国自治体病院の今7割近くが赤字体質だという、じゃ、あと残った3割はどうしているのかということ、やっぱり改革をされている、そして、黒字化されているという実態だろうと思っておりますけれども、その中身を見ますと、非常に今経営形態というのも全部適用から独法ですね、それから、指定管理、そういった選択肢があるわけですが、この全部適用というところも私たちが何か所か見たんですけれども、ほとんど、これはもうここに一部適用と全部適用と指定管理

の内容を見てみますと、非常にあいまいなところがありますね、まだ。どうしてもやっぱり公務員体質だということではもうぬぐい切れません。

そういった中で、ほとんど見たところでは、指定管理に向けての移行期間だという一つの位置づけをされて全部適用に改革されているということがほとんどであると、私はそういう思いをしておりますけれども、この太良病院の今度新しく民間から来られた事務長は、将来方向をどのように見据えて改革に挑もうとされているのか、そこらをちょっとお尋ねしてみたいなと思っておりますけれども。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

どういうふうに進むかというのは、また、こういう議会の場で話になるかと思っておりますけど、現状、全適という範囲の中で精いっぱいやることをやっていきたいとは思っています。

今の状況でも黒字体系にはできると思っていますので、まずはそういうところで収益のアップ、そういったところをまずは考えて、あと経費削減、当たり前のことかもしれませんが、できることをきちっとやっていこうと思っています。

○11番（下平力人君）

病院の運営という中で、やはり人件費というのが一番ウエートを持っておると。それを何とかしなくては運営は行き詰まるという議論であったわけでございますけれども、今回、いわゆる能力主義というようなお話がございました。それを決定する委員、査定委員とか、何名ぐらいで構成をされるのか、お尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

査定をするという――査定という考え、ちょっと言葉があれかもしれないですけど、能力をやったことに対してきちっと評価をしてあげるということでやっていきたいと考えています。それで、各一人一人面接をしながらやっていくんですが、まず、病院長、管理者が私たちまず事務長とか総師長を面接して、きちっと判定をしていく。私たちが今度はもう1つ下のクラスの管理者を面接して判定をしていく。今度は実際、現場のスタッフを見ているのは現場の長ですから、その人たちが現場の人たちを面接していく。それぞれ面接をしながら、ちゃんとした基準をつくっておいて、それに従って評価をしていく、考課をしていくというふうになると思います。よろしいでしょうか。

○11番（下平力人君）

今まで人件費というのが70%余りというふうなことであったわけですがけれども、目標としてどのくらいまで下げれば、健全経営とはいきませんけれども、患者さんに十分なサービスをしながらできる範囲、これはどこら辺にありますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

民間の会社とか、民間の病院とかだったら、50から53%ぐらいの人件比率ですね。そういったところが経営健全の範囲とされていると思います。昨年とか70%台、60%台ですかね、70弱ぐらいですけど、あくまでも比率ですから、収益を上げるというところと支出、もちろん人件費もありますが、ほかの部分の支出を下げる、そういったところで比率という部分に関しては下がってくるかとは思いますが。

もちろん正看、准看の給与をやっぱり下げてという部分もあるとは思いますが、その辺はきちっとした能力の評価をしながらやっていきたいとは考えています。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、現在、経営形態そのものはまだ一部適用のままでしょう。全部適用と、それとの違い、一番の違いは、一般的に言ったら、職員のままか、労使の関係を確立しているかの、これが一番全部適用と一部適用の違い、経営上の一番違いだと思うんですよ。それが今の現状では、一部適用のまま運営されている。それで、これが先ほど質問の中身としては、やっぱりこのまますまうまういけば全部適用のままでいくつもりでおられるなら、当然、労使の関係をきちっと築いて、そして、やっていくべきが全部適用の一番の主眼だと思うんですよ。そのところを、先ほど言われたように、指定管理者制度に移行するための、何となく一部適用のままそのまま運営されているような気がするわけですよ。一番最初、この適用ということここで決めるときに私も質問したんですが、そのところが確立できるような見通しがあるのかという質問をしたんですが、それはまだないという答弁やったものですから、そのところはどうか考えておられますか。

いや、多分それは御存じだと思うんですよ。全部適用は職員のほうに労働組合的なものをつかって、そして、労使の関係を結んでというのが全部適用の基本的な運営のやり方と思うわけですよ。そこが一番、一部適用と全部適用は多分我々が見て変わる部分だと思います。だから、そのところはまだ前事務長にお尋ねしたときも、そのときのあれは、まだ準備はできないままに全部適用にということでここで決めたものですから、そのところをそこまで結んで病院の運営をやっていく、この全部適用をそのままそのものでやっていこうと思われているのか、今質問があったように一部適用——今現在は一部適用のままの、実態としては一部適用のままでしょう、今の運営の方法は。だから、そこら辺がどうか考えておられるのかなというのがちょっと1つありましたので、お尋ねします。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

済みません。私が差し出がましいようですが、ちょっとお答えをいたしますと、全部適用は既に実施されております。というのは、今まで町長が開設者は開設者なんですけど、経営のトップということでやっておったわけですけども、今、院長先生が経営のトップということで、もうそれが管理者、企業の管理者ということで、その全権を握っておると、院

長がですね。そこで、それが一番大きく変わったところで、あと給料が、以前から言っているように、給料がその病院の経営状況によって変えられるような状況になると。今、事務長はそれを今からやりますよということで答弁されておりましたがけれども、あと労使協定を結ばんといかんわけですけれども、それをされているかどうかはちょっと、すぐそれを結んで届けんといかんという、そういうのをちょっと時間的にはタイムラグがあっても別に支障はないということで、確かにその職員がつくっている団体と、いわゆる管理者と労使交渉、いわゆる労働協約みたいなものを結ばんといかんわけですけれども、それが今できているかどうかというのはちょっとわかりませんが、とにかくそれを結ばなくちゃいけないということは確かであります。ただ、それについては労働組合という形のものをつくらんといかんかどうかというのは、またこれ別の話で、その管理職以外の職員を代表する代表者と結ぶというような、そういう緩い関係も考えられますので、いきなり労働組合という形では、決してそこを前提としているわけじゃないということでございます。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、今、説明された方向を目指してはいるということですね。大体2年間ぐらい猶予を見てという前回説明やったので、2年間ぐらいはもうそのままほっておく姿勢なのか、そういうとを目指すのかというのをちょっと今確認を込めて質問しているわけですから、目指しておられるのならいいわけです。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

労働組合というものをまだつくる予定というか、そういう話はしていませんが、今ある病院の互助会ですね、互助会に全員入っていますので、その代表者と三六協定は結ぶように今進めています。三六協定についての時間外の労働時間数とか、そういったところの説明を今月末に互助会の話がありますので、そこでする予定です。

○8番（久保繁幸君）

今、いろいろ論議なされておりますが、やはり今後、病院の改革のためには、病院運営委員会というふうなものも必要かと思うんですが、そういうふうなものを設置されるのかどうか、考えがあるのかどうかですね。その辺はいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

現状では外部の方を入れての病院運営委員会というのは、今、院長と話しましたが、考えてはいないという状況です。

内部で改革プラン立ててはいますが、改革プランの検証とか、そういったものはちゃんと委員会をつくって行うようにしておりますので、今、21年度のデータを整理している状況です。

○8番（久保繁幸君）

その運営委員会を外部の人を考えていないという、導入で考えていないということですが、やはり開設者は町長でありますし、運営は病院長、やはりその辺は今からよりいい改革をやっていくためには、外部の人の導入も必要じゃないかと思うんですが、町長、その辺はどう思われますか。

○町長（岩島正昭君）

一応管理者は町長から院長に移管がえしておるわけでございますけれども、これはあくまで開設者は町でございますから、一応今までどおりに運営委員会といいますか、ああいうふうな形は残して、どうせ病院の収支については議会で報告せにやいかんものですから、内部としてまたどうせそういうふうな委員会を当然つくらにやいかんじゃろうと私は思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第55号 給与の特別調整に関する条例等を廃止する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第56号

○議長（坂口久信君）

日程第4．議案第56号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この改正案のところで別紙7ページ、7ページの一番下ですね。家屋の附帯設備、これは町民の方が日常的にやられることだと思しますので、この一番下の「第10条の2の9で定めるものを含む。」、これを「第10条の2の11で定めるものを含む。」と変わって、これは中の文言は一緒に項目が2項目ふえているのか、それとも、文言そのものが変わっているのか、条例集を見たら私わかるんですが、ちょっと一応質問します。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

附帯設備については、地方税法等の一部改正に伴う条項の整理でございまして、中身自体は変わっていないというふうなことで、太良町の場合で附帯設備については現在のところ課税はしていないわけですが、貸し店舗等に係る償却資産等があれば課税するというふうな要綱なんですけど、先ほど申しました地方税法等の一部改正に伴う条項の整理だというふうなことでございます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

○7番（見陣泰幸君）

済みません。たばこ税の税率のことですけど、この税率の違いで3級品が幾らとか、ここに書いてあると思うんですけど、この3級品とか、そこら辺の違いはどういうふうになっていますかね。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

旧3級品と旧3級品以外ですね。旧3級品というのは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマ、6銘柄なんですけど、それ以外は旧3級品以外ということで、ちょっとわかりやすく言えば、昔吸っていたたばこ等々が、この6銘柄が旧3級品という意味でございます。

以上です。

○7番（見陣泰幸君）

今の説明で旧3級品というとは、新しくできたか、古くからあるかという、その違いですか。

○税務課長（江口 司君）

わかりやすく言えば、そういうことでございます。

○8番（久保繁幸君）

これが今までの税率からしますと、1,320円のアップになり、1箱からしますと、26.4円ですか、アップになるわけですが、このアップ率を勘案して、税収をどれだけぐらい見ておられるのか。

また、このたばこ、今聞いていますと、どれでも100円以上上がるような報道をなされております。それで、多分やめる方も多いんじゃないかと思いますが、今年間43,000千円から40,000千円ですかね、たばこ税。それをふえるのか、やめられるのが多いのか、どちらのほうを見ておられますか。

それからまた、この外国輸入品、その税率はどのようになっているんですか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

平成22年度のたばこ税の税額については、平成21年度を予算に対して約96.87なんですけど、平成22年度については若干減るだろうと、対前年度に対して約1,400千円程度減っていくんじゃないかということで43,020千円ということで新年度予算については計上しているところでございます。

それから、将来の見込みとしては、今、9月の駆け込み需要というふうなことで若干ふえているようなんですが、実態としては平成22年度の7月末あたりを見れば、対前年度ですれば、1,400千円程度落ち込んでおる状況でございますから、新年度予算で43,000千円程度というふうなことで計上しておりますが、大体それに沿った見込みであると考えております。

それから、外国製のたばこについては、私どもちょっとわかりません。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

その外国のたばこについてわからないという答弁なんですけど、町内でも大分販売はされておりますよね。それで、何で外国産のたばこについてはわかんないんですか、その辺は。それでは、ずっと私調べたのが、今までの一番多いのが平成13年が68,000千円ぐらいあったんですよね。それで、今たばこ税収は国内産だけのたばこ税収ですか。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

たばこ税については製造卸、例えば日本たばこ株式会社、あるいは株式会社T Sネットワーク、それから三菱商事株式会社、大豊通商というふうな形で、製造卸元から出される所ですね、そこに課税がされると。そいけん、小売については、例えば、9月から10月で10月1日改正でございますから、その差額分の手持ち課税については小売等に課税するわけですけども、本来は製造卸に課税するものですから、その内容について、外国たばこについての取り扱いの内容については我々は把握していないというふうなことでございます。

○8番（久保繁幸君）

ちょっと意味がわからなかったんですが、外国分の販売でたばこの町税が、そしたら今の説明では入ってきていないということですかね。今、大分、外国産たばこを吸われる方も多いんですが、それで、今私が申したのは、今決算額しているのは国内産だけのたばこ税なのか、国外、輸入品等々の税収はどうなっているのかと私はお伺いしているんですが、その分はどのように。わからないですか。それはちょっと説明をしてください。

○税務課長（江口 司君）

お答えします。

例えば、日本たばこ株式会社からうちのほうに、7月で販売された分については翌月にそ

の明細が来るわけですけれども、結局、先ほど申しました旧3級品と旧3級品以外に、何本売ったよというふうで来るわけですから、その中身が外国産だ、国産だという振り分けはないわけですよ。ですから、外国産という扱いの、当然外国産やけんがいろいろ関税がかかってくるわけですから、国産と外国産の違いというのがその関税の扱いになってくるわけですから、国産の製造元、この条例上等々にすれば、国税、県税、あるいは市町村税という形で税法上はなっているものですから、その外国産については掌握していないというようなことでございます。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第56号 太良町税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第57号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第57号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

今、土地、建物、ここ議案のほうに書いてございますが、この現在の評価額は幾らぐらいになっておるのでしょうか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、土地なんですけれども、これは町有地ですので評価額が出ていないんですよ。近傍類似が、この間御説明をしたときの資料の中に1平米当たり7,350円というのが、土地については7,350円に900——済みません、新国土調査のほうの面積でいきますと、1,024.20平米ですので、7,500千円程度の土地については評価があると。建物につきましては、当時、児童館の新築工事に4,574千円かかっておりますので、おおむねそれぐらいの土地があったわけですけれども、減価償却はもう既に終わっておりますので、5%程度の残存価格があるということで、今220千円ぐらいの価値しか残っていないということになると思います。

○8番（久保繁幸君）

それで、この財産の無償譲渡なんですけど、今後も無償でされますね。それで、相手方の取得税、固定資産税等々の問題はどのようになるわけですかね。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

一応宗教法人のほうに譲渡をすると、宗教法人円満寺の代表の柘浩章さんということで。宗教法人ですので、課税になるかどうかというのはちょっと私わかりませんが、そういうことに、非課税になったりする可能性もあるということでございます。

○8番（久保繁幸君）

そして、今後はどのような利用をされる予定なのか、お尋ねになっておられますか。お寺さんで使われるだろうと思うんですが、この解体された後、どのような利用をされる予定なのか、そこまでは伺いされておられませんか。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

聞くところによりますと、お寺のさまざまな行事等に、大法事とかいろいろありますけれども、そういうのに利用しますということで聞いております。

○2番（山口 巖君）

今、お寺のほうに利用されるということでございます。実は伊福のほうにも児童館が残っておりますけれども、今後の、今伊福の児童館は来館型ですね、図書あたりを置いてやっているんですけど、今後の取り扱い。大分建物も古くなっていると思いますけど、その考えがあったらお聞きしたいと思います。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

今回の円満寺のほうの土地につきましては、もともとの土地の所有者が円満寺の方の、名義はそれぞれ8人か9人かおられましたけれども、伊福の土地については伊福区の中の個人の方のもともと土地なんですね。それを今度、今もう伊福児童館が廃止になっておりますので、例えば、それをどのように処理するかということにつきましては、ちょっとこっちの瀬戸の円満寺のほうとは違うなど。建物につきましても、現実、今どういうふうに使っておるかちょっと把握をしとらんのですけれども、まず区と、それから玉泉寺とこちらの太良町のほうと三者会談を今後行って、どのように取り扱うのが一番よろしいのかということを決めていきたい。これは今年度中にやりたいというふうに思っております。

○2番（山口 巖君）

というのが、実は昨夜も婦人の人が集まって、何かけいごとをやっていたようでして、ということは、やはり今、区と玉泉寺と話し合っているとありますが、ある程度、前もっ

てこうしたい、すぐじゃなくて、何年後はこうしたいなというような話を私個人としてもですけれども、なるべく早くこれやって進めていただければと思います。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

なるべく円満にといいますか、きちっとした形で解決できるように話し合いを十分行いたいと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第57号 財産の無償譲渡について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第58号

○議長（坂口久信君）

日程第6. 議案第58号 町道の一部廃止についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（山口 巖君）

廃止と町道ということで、ちょっとこの3枚来ているんです。ちょっと勉強不足で済みません。こういうふうにしなきゃいけなかった理由というか、同じようなこと、少し違うんですけど、やはり一つ一つこういうふうな手続をしなきゃいけないということですかね。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

道路法に認定、廃止、そういう手続が定められております。バイパス的に下のほうがつくられておりますので、その分だけの認定というか、それでもよかったわけですけど、道路の構造上、今回の改良で整備した分は一つの路線として取り扱ったほうが適当と考えまして、こういう手続をとっております。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、そしたら、そのままこのもとの町道は、もし、災害があつたりとかいろいろしたときには、ちゃんと町のほうで補修工事とかなんとかはきちつとなされるんですかね。そこら辺を町民の方がちょっと心配しよつとですけど。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

もとの町道と言われたのは、どの部分を言われているのでしょうか。その津ノ浦・牛尾呂線の一部廃止した以外の分ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）上の分ですか。（「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり）

○6番（川下武則君）

今度町道に認定されて、上のほうが町道から外れるわけでしょう、要は。外れんとですか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

これは一部廃止ですので、一部廃止以外の分はそのまま町道津ノ浦・牛尾呂線として残ります。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第58号 町道の一部廃止について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第59号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第59号 町道の認定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

新しくできる59号の案ですが、町道がまたこの後で60号で認定されるわけなんですけど、町道、町道というと、これ津ノ浦から上る線が2つの道があるんですけど、これは優先順位をつけられるのか、今度、道路交通法問題でですね。真っすぐ上られる方と、こっちから、今美容室のあるところから、どっちのほうを優先的に行くのか。入り口は一緒なんですよね。その辺をどういうふうにするのか、お伺いしておきます。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

ちょっとこの図面が概略というか、ちょっとはっきりしないところがありますけど、もと

もとの町道のほうはとめます。その上のほうに旧道に接続するというのをつくっておりますので、ちょっと図面が少しおかしいところがありますけど、もともとの旧道の国道への取り付けのところは、あそこは車道はとめます。それから少し上のところから旧道にちょっと取り付けをするように現地のほうではなっております。済みません、図面がちょっと形が起点のところがおかしいようになっておりますけど。

○8番（久保繁幸君）

今、改良されて一緒のところから入る。だから、一緒のところから入られますので、新しくできた道路と旧道がどっちのほうで優先順位を先になされるのか、どっちをストップされるのかですよ。上から来られるもの、両方あると思うんですが、下から、行くのは両方分かりますが、上から来られるときに、その辺のことをお伺いしているんです。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

新しく整備しました今回の津ノ浦線ということで認定をしております、そっちのほうで優先です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第59号 町道の認定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第60号

○議長（坂口久信君）

日程第8. 議案第60号 町道の認定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○9番（末次利男君）

関連で3議案出ておりますけれども、これは津ノ浦のJR振興策によって広域農道とのアクセス道路として立派に完成をしておりますけれども、今、非常に広域農道が、これは議運のときにも私も意見として出したんですけれども、広域農道が開通して、非常に道路の利用が一部さまざま変わりしているというところがあると思います。今までは行きどまりやったんですけれども、広域農道に行けば、近いところになる、逆にですね。そういうところが多々出て

くるんじゃないかなというふうに思いますし、そういった中で町道の認定要望といいますか、そういったものはどのようになっているか。

それと、全体的に見てみて、非常に道路網の整備というのは進んでまいっておりますけれども、そこからの上ですね。非常に長崎県側と申し上げますけれども、唯一大きな公共施設、騎士園と申し上げますかね、あそこに太良の町民も非常に恩典にあずかっておるという話も聞きますし、その広域農道、もちろん今回の道路は広域農道のアクセス道路という位置づけをされておるんですけれども、そういったその上の、いわゆる牛尾呂線ですたいね、その辺の改良も当然必要な箇所じゃないかなと思いますけれども、その辺の計画はどのようになされているのか。今回、非常に財源的にも厳しい中にも過疎債という有利な起債事業もありますし、将来必要と認めれば、そういったものもやっぱり手がける必要があるんじゃないかなという感じがしますので、その2点お尋ねいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、町道への認定の要望という件でございますけど、広域農道に関連して町道に認定してもらいたいというような話は今のところ出ておりません。

それと、広域農道から上の分ですけど、地元のほうから陳情もあっておりますので、今後、そういった事業でできるか、そういったところを検討していきたいと考えております。

○9番（末次利男君）

それと、いわゆる幹線じゃなくて、集落に入った道路といいますか、そういった、いわゆる里道ですね、この辺の整備、町道と里道、町道じゃないけれども、町道に準じた里道というのがあると思いますけど、そういったものは改良については何ら、それは優先順位は変わるとは思いますけれども、町がやっぱり管理、要望があれば管理するということですか。いやいや、もう里道ならしないよということですか。

それから、町道の認定基準としても、いわゆる幅員あたりも認定基準にされていると思いますけれども、幅員がなかったも、町道として必要な箇所がまだまだあるんじゃないかなという感じがしますが、そういったもののことは建設課あたりが把握はされておるかどうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

里道につきましても、住宅なりとか、いろいろ農地のところとか、いろいろありますけど、基本的に里道についても、もう町有財産というふうになっておりますので、補修等につきましては原材料支給で対応できる分については現在も対応しております。

それと、町道の認定基準でございますけど、認定基準は集落と集落を結ぶ道路とか、国県道と町道を結ぶ道路とか、いろんな要件があります。その中に幅員のほうも、基本的には4メートル以上と。4メートル以上なくても、改良の余地があつて、地元のほうで改良の要望

等があって4メートル以上の道路が確保できるということであれば、町道認定の要件は満たすというふうに考えております。

以上です。

○9番（末次利男君）

もう1点。これは、けさの控室でも話をしておりましたけれども、白浜海水浴場に行く途中が非常に通行に不便な箇所が1カ所ある。これはもう以前から問題になってはおりましたけれども、そこがけさの話では県道とかなんとかになるということですが、広江の信号から白浜海水浴場まではどのようになっているのか。本当にあそこは一つの観光を、海水浴を通じた交流人口の増加には大きな役割を担っていると思いますけれども、あそこ上がった人は、いわゆる箇所は太良観光の手前ですが、わかった人は結構それは当然わかっておりますけれども、初めて来られる方は、私もびっくりしたことが二、三回ありますが、そういうことで何かできることであれば、解決の方法を見出していきたい、努力していただきたいと思っておりますけれども、どのようになっていますか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

広江の信号から港湾道路ということで県が管理をしております。今、議員が言われたところは作業場というかあれがありますけど、そこのちょっとかくつとなっているところのことだと思いますけど、以前、そこの所有者の方からちょっと相談ができなかったわけです。最近になって、その方が町外におられますけど、相談があれば道路敷として提供してもいいというふうな話を聞きましたので、土木事務所のほうにその旨伝えて、土木事務所のほうと所有者の方とがどういうふうな協議になっているのかというところまではちょっとわかりませんが、一応中に入って、そういう話は土木事務所のほうにはしております。

○6番（川下武則君）

それと、津ノ浦線、非常にいい道路ができたんですけど、いい道路の割に私が1つちょっとおかしいなと思ったのが、歩道が全然ついていないんですよ。町道ということで歩道がついていないのかなと思ったんですけど、牛尾呂あたりから来る子供たちにも何名かいると思うんですよ。今もうできているのに、どうのこうの言うつもりはないんですけど、今後、こういうアクセスを町道としてつくときは、できれば歩道も一緒になってつけてもらって、整備ができるんだったらいいかなと思うんですけど、そこら辺は建設課長どうでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

議員御指摘のとおり、町道については歩道というのがほとんどありません。ただ、今回、津ノ浦線ですけど、そこは標準的に車道が5.5メートル、その両側に1.25メートルの路肩をつけております。側溝はまたその外側にと、これは標準な断面になっておりますけど、歩行

者の方には大分安全面ではいいではなかろうかと思っております。

歩道整備につきましては、今後ちょっと町道にどういふふうな事業でできるのか、そういうふうなのもちょっと検討していきたいと思っております。

○6番（川下武則君）

正直なところ、私もあそこを歩いてみたんですけど、非常に道幅も広いものですから、多分スピードもある程度出してバイパスのほうだから行くんじゃないかなと思います。要は10年先、20年先に、やっぱりどうしても古い道はほとんど通らないで、新しい道を子供たちが歩くときに安全が確保されるようにきちっとした歩道を、町道といえども整備できたら幸いかなというふうに思いますので、今後、本当よろしく頼みたいなと思います。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第60号 町道の認定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9～第17 議案第61号～議案第69号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第61号 平成21年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17. 議案第69号 平成21年度町立太良病院事業会計決算の認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

質疑に入ります前に、野中代表監査委員に決算審査の過程及び結果について報告を求めます。

○代表監査委員（野中秋吉君）

それでは、平成21年度太良町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計、町立太良病院事業会計の審査意見につきまして、監査委員を代表し、その概要を申し上げます。

詳細につきましては、久保監査委員と合議により作成し、お手元に配付いたしております決算審査意見書に記載のとおりでございますが、その要点につきまして御説明を申し上げます。

初めに、審査意見書に掲載した各会計の執行状況は、一般会計と6つの特別会計とも、それぞれ千円単位に四捨五入をした数値によりまして表現いたしております。決算書の円単位

で算出した累計額との比較では、若干数値が異なっている場合がございますが、御了承をお願いしたいというふうに住じます。

それでは、太良町各会計である一般会計と6つの特別会計についてであります。

審査に当たりましては、町長より審査に付されました太良町各会計の決算書類が関係法令に沿って作成され、公共の福祉を増進するよう運営されたかどうか、太良町の財政状態を適正に表示されているかどうかを検証するため、会計帳票と証拠書類との照合を行うとともに、関係職員からの事情聴取による審査、例月検査、随時監査などの資料を参考に審査を行ってまいりました。

審査の結果、審査に付されました太良町各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成され、その計数は関係帳票、その他証拠書類と符合しており、平成21年度末現在の財政状態、いわゆる決算書として適正に表示されているものと認めました。

また、予算の執行につきましては、目的に沿って執行されており、定額資金運用基金の運用状況についても適正に運用され、平成21年度末現在高は決算書に掲載されている金額のとおりであることを認めました。

一般会計の決算額は、歳入が5,711,935千円、歳出が5,605,973千円で、歳入歳出差引額は105,962千円となりますが、翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は97,219千円となっております。

6つの特別会計の決算額につきましては、審査意見書の3ページに掲載額のとおりでございますが、一般会計と特別会計を合わせた全会計では、歳入総額が7,933,409千円で、歳出総額は7,849,884千円となり、歳入歳出差引額が83,525千円となっております。

おのおのの実質収支額につきましては、予算書の末端のほうに掲載額が計上されているとおりでございます。

本年度の一般会計及び特別会計決算において、収入未済額は前年度より3,460千円、3.6%増の99,774千円となっております。そのうち、一般会計の収入未済額が38,013千円で、前年度比で3%の増、徴収率で0.1%減となっております。また、国民健康保険税の収入未済額が56,695千円で、前年度比で3%増、徴収率で1.2%減となっておりますので、当局におかれましては、未収金対策には万全を期し対処していただきたいというふうに住じます。

それから、特別会計における事務処理は適正に執行されているところでございますが、まよりの欄に記載しておりますように、一部について監査委員から要望をさせていただいております。

国民健康保険特別会計については、歳入が1,782,432千円で、歳出が1,819,123千円となり、歳入歳出差引額が36,691千円の歳入不足が発生したために、翌年度繰り上げ充用措置がなされ、平成22年度予算において36,691千円が補てんされております。

この国保税を財源とする国民健康保険特別会計の運営は、引き続き保険給付費など歳出が増加する可能性がある反面、積立基金からの繰入財源不足に伴う歳入不足が予想され、大変厳しい状況にありますので、速やかに財源措置を講じられるよう要望しておきます。

残りの要望につきましては、記載のとおりであります。

次に、平成21年度太良町水道事業会計審査意見についてであります。

審査の結果、平成21年度決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示しているものと認められました。

本事業につきましては、年間有収水量が前年度より0.3ポイント増、有収率も3.3ポイント増となっております。当年度の経営は損益計算書で申し上げますと、総収益が54,091,828円で、総費用は50,670,343円となっています。純利益は3,421,485円となり、前年度に比べ202.1%の増加となっております。

この収益は当年度において水道料金の値上げに伴う給水収益の増加によるものであります。反面、費用分も増加しており、今後とも経営の効率化、事業の健全化を努められるよう要望しておきます。

続いて、平成21年度町立太良病院事業会計決算審査意見についてであります。

審査の結果、決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、地方公営企業法など関係法令に準拠して作成され、当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に表示されているものと認めました。

病院事業につきましては、外来患者数が前年度に比べ延べ数で12.6%減の5万1,613人となっており、入院患者数は前年度に比べ3.3%増の1万4,573人で、病床利用率は66.5%でございます。総診療患者数は前年度に比べ6,962人、9.5%減の6万6,186人となっております。

訪問看護ステーション事業における訪問看護回数は、前年度に比べ6.1%減の1,478人となっております。利用者数では、前年度に比べ35.8%増の421人となっております。訪問看護保険事業の居宅介護支援事業においては、各種ケアプラン作成業務量が前年度に比べ13.4%減の625人となっています。

通所リハビリテーション事業では、利用者数が前年度に比べ0.9%減の4,563人となっております。

当年度の経営は、16ページ「むすび」で記載しておりますが、損益計算書で申し上げますと、総収益が849,620,084円で、総費用が882,565,029円となり、経常損失額が32,944,945円となっております。特別損失額が7,169円ございますので、その額を加えますと、当年度純損失額は32,952,114円となり、前年度繰越欠損金は644,221,786円ございましたので、当年度末処理欠損額は677,173,900円となっております。前年度の欠損金は130,755,818円で、当年度の欠損金が32,952,114円となり、その差97,779,739円と大幅に減少しております。これ

らは病院事業者が努力された成果であり、評価いたしますとともに、今後に期待を寄せるものでございます。

次に、太良町財政健全化判断及び各企業会計健全化判断の審査意見につきましては、お手元に配付しておりますように、いずれも適正に作成されていることを認めました。

最後に、今後も財政需要の増大に伴う厳しい財政運営が予想される中で、国保税、町税などの未収入対策を講じられて、自主財源の確保を図るとともに、効率的、計画的行財政運営を推進し、なお一層の財政の健全化に努められるよう要望し、平成21年度太良町各会計、企業会計についての審査概要報告を終わります。

ありがとうございました。

○議長（坂口久信君）

以上で代表監査委員の報告を終わります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第61号から議案第69号までの9議案につきましては、正副議長を含め11名の議員で構成する企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第69号までの決算の認定については、企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。ただいま決定されました企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会の委員については、太良町議会委員会条例第6条第1項の規定により、1番所賀君、2番山口巖君、3番平古場君、5番牟田君、6番川下君、7番見陣君、9番末次君、10番山口光章君、12番木下君、以上9名を指名し、議長、副議長を含めて11名としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時47分 休憩

午前11時9分 再開

○議長（坂口久信君）

定数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に企業会計及び一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果、委員長に末次君、副委員長に見陣君が互選されました旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

日程第18 議案第70号

○議長（坂口久信君）

日程第18. 議案第70号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（見陣恭幸君）

16ページの節の15、放課後児童健全育成施設整備事業ですね。これはどういう整備をされたのか。

そして、19の保育所障害児保育推進事業費補助金、これが上がっていますが、当初何名で、今回何名になったのか、質問します。

○町民福祉課長（毎原哲也君）

お答えします。

まず、工事請負費の放課後児童健全育成施設整備事業なんですけれども、大浦のほうの放課後児童クラブの、今回、支所の隣の保健センターが壊されたことによりまして、そこで大浦地区のほうは放課後児童を行っておったわけなんですけれども、大浦小学校のほうに移転をいたしております。その大浦小学校の一教室で行っているわけなんですけれども、そこにエアコンをつけました。1台予算がありましたのでつけたんですけれども、それでも、ちょっと教室が広いものですから、今回この補正によってもう1台つけるということでございます。

それから、保育所の障害児保育推進事業費補助金ですけれども、当初予算では軽度の障害児を1名、それから中・重度の障害児を1名で計上しておったわけです。ところが、9月現在、軽度の障害児がおられなくて、中・重度の障害児の方が多良保育園のほうに3名、それから松涛保育園のほうに1名ということになっておりますので、今後、所要額を計算しますと、この1,892千円の補正をお願いせざるを得ないということになりましたので、今回お願いをいたしております。

以上です。

○3番（平古場公子君）

18ページの赤クラゲ被害対策事業費補助金ということで、漁具代として1,250千円上がっていますけど、これは漁具代をどのように想定されてこの金額になったのかお尋ねいたします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

カニ網やクチゾコ網ですね。これが1回の漁に対する延長で10反、長さにしますと450メートル以内というようなことになっております。ということで、その10反当たりが25千円ということで、刺し網漁を実際されている方が100漁家というようなことで、100漁家掛けるの25千円の2分の1を補助すると、ですから5反分ですね、掛けて出た金額が1,250千円というようなことでございます。

○3番（平古場公子君）

これは大浦漁協に限ってですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

正式には有明海漁業協同組合大浦支所ということになります。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

これ項目の中には、今回この補正の中には入っていないんですが、町長にちょっとお尋ねしたいんですが、指定管理業務のことで、以前、私が道越広場の少年野球の試合のときのことと多分質問したと思います。というのは、今まであそこの少年チームに管理をしてもらうかわりに、道越、あそこら辺近辺の少年が試合をするときには無料で使用してよろしいというような町との何か取り決めみたいなのがあって、そういうふうにされとったらしかですよ。私はそのころまだ、当時は議員でもなかったけん、詳しいことはわからんとですが、関係者の人からの電話によれば、そうやったとですね。そしたら、突然、よそとの試合をしょって、使用料を払わんぎというような話が出たということで、そのことをどうなっておるのかと、ここで質問したわけですよ。多分したと思います。そしたら、そのことに指定管理者の方から個人攻撃してというて、物すごい抗議を受けたわけですね。そいけん、私は委託業をしておられる法人そのものがそういうことがあったという住民からの要望で質問をここでしたと思うんですよ。ところが、わらよばわりして、もうとこんとん個人攻撃するって、そういう疑問があるとなら、何でおいがところに来て聞かんかというごたることを物すごく言われたんですが、そのときに私は議員としてそういう権限は持ちませんと。ただ、指定管理者は町の行政を代執行しているはずだから、あくまでそういういろいろなことの質問は町の執行部に対してしか私はできません、しませんということ、個人的にあなたのところに来て、

どうなっとなかというごたつことも、何か内容によってはそれもできる、していいと思うんですが、公共の広場の使用料のことについてのあれは、そういう個人的にて、町の決まりがどうなっておるのか、こっちも詳しくわからんけんですね。あくまで町の考え方としてどうかという質問をしたつもりだったんですが、個人攻撃したと言うて、もうむちゃくちゃするなら、これ質問をすとも、一応町長、町の執行部の考え方を聞いて質問しないと、こういうふうにして個人攻撃したという、私は個人の名前を言うた覚えもなかし、指定管理を受けているところの会社の名前はもちろん言うたと思うんですよ、聞かれたときには。ところが、そういうことになってくると、ここでの発言が、もうそういうことをすべて考えながら発言しないと、町民からのそういういろいろな要望とかそういうのが、発言が相当もうしくくなるもので、町長、指定管理者のそういうことに対して、どういう考えを持っておられるか。そして、指定管理者のあれを指定管理する場合の選定の方法とかということにも、そういうとは詳しくは載つとらんで、それはもうあくまで町長の判断を最優先するような条例になっているわけですね。そこら辺は町長、ここで発言したことが個人攻撃と受け取られる。それは個人の名前を言うて、公的なことじゃなく、私的なことをここで発言するということは、それはもちろんあってはならないことでもありますし、そういうことについて個人攻撃するという理解がどういうことなのか、ちょっとここで発言することが個人攻撃になるのかどうか、そこら辺をちょっと町長の考え方を聞いて今後発言しなければいけないと思って、ちょっと質問します。

○町長（岩島正昭君）

まず、指定管理者は、公共で運営しているのをまず民間委託にして、民間のノウハウを生かしてくださいと、そして、今まで公共サイドでしよったのが住民サービスは同等以上で、金額等々も幾らか若干下がるようなこととということで、各団体等から公募をして、その中で指定管理の委員会の設置をしまして、選考委員会等々で決定をするわけでございます。

あくまで指定管理者には運営は任せておりますけれども、まず、金銭等、云々等につきましては、各担当課にまず相談をすると。管理者、受けた人が真っすぐそうじゃない、こうじゃないというのはちょっと余り行き過ぎじゃないかと思えます。

ということと、もう1点、そういうふうな、今グラウンドの件を議員おっしゃりましたけれども、あくまでこれは町民の広場ですから、町の児童等々が試合等をして町外から遠征試合等々でおいでになった場合は、そこら付近については私の考えとしては、それは無償でやらにゃいかんというふうにしてあります。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

牟田君、今のちょっと質問させましたけれども、後だって関連した部分とか、そういうときに質問をしていただければ。また、機会もあろうかと思えますのでですよ。それは、わか

って質問されとるかどうかは別として、その辺注意してください。よろしく。

○8番（久保繁幸君）

一般会計補正予算（第4号）についてお尋ねいたします。

18ページの委託料、岳の新太郎銅像除幕式式典業務委託料2,000千円上がっておりますが、この式典をどのような計画をなされているのか、まずお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

委託料2,000千円の岳の新太郎銅像除幕式の式典業務委託料の件でございますけれども、内容としましては、除幕式の式典を関係者等を招きまして式典をまずは考えております。それに加えて、ざんざ節の歌手である方を招聘いたしまして、そこで歌謡ショーも考えております。それにプラス、昨年度も行われましたけれども、家族協定でたらふく食べよう会ということで物産展等を計画されておりますので、その分ともあわせてイベントを開催したいと思っております。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

そしたら、この期日をいつごろなされるのかですよ。それと、この除幕式のときの報償金100千円上がっておりますが、この報償金というのはどういうふうな使い方をなされるのか、その辺までお伺いいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

期日については、現在、12月18日の予定で関係者と調整を行っておるところでございます。

報償金につきましては、先ほど申し上げましたが、もう1点、イベント内容として町内の方にぜひ、岳の新太郎さんを初め郷土芸能の参加の御協力を今打診している最中でございます。そのような方たちに準備等ということで謝金の予算の御用意をさせていただいているという次第でございます。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

これを機に、この岳の新太郎銅像を建てられる時期に合わせて、町内の、この前一般質問でも議長が質問されました観光の件にひっつけてもいいんですが、ここあたりでこの時点で観光大使等々の人選をしていただき、我々が観光協会等々のPR等々にも同行できるような人選等々ができないか。予算的にもあるかと思うんですが、そういうふうな考えはお持ちでないのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（桑原達彦君）

今、お話しいただいた分については、具体的な分についてはちょっと初めてお聞きする件

でございますので、その辺については観光協会等ともお話をし検討いたしたいと思ひます。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

前もこの道の駅の件で私も提案したと思ひんですけど、実は私も新潟のほうに支店があつて、佐渡のほうに行つたりとかいろいろしたところ、各地区でその民謡を流したりとか結構なされてるんですけど、そういうのが今回の補正の中に入つていないというか、少しはそうやって村おこしみたいな感じで岳の新太郎さんの歌を1時間に1回ずつぐらいは流すような、そういう企画ができないものかなと。この式典が終わつたら、もうそれで終わりじゃなくて、式典の後もずっと永久的にできるようなことをやつたらいかと思ひんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

今現在、屋外の放送施設は道の駅には設置しておりませんので、そういう部分を含めて随時検討をいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

岳の新太郎さんの除幕式ということですけども、岳の新太郎さんの銅像、どのくらいのところまで今行つてゐるのか。

それと、もう1つ、ここに弘済会とありますけど、800千円、これはどういう意味で800千円というのをいただいておりますのか、太良町のかかわりか関係ですね、その説明をお願いいたします。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

まず、岳の新太郎の銅像の件ですけど、現在、型はでき上がつておるところでございます。一応12月に予定されておりますので、その12月までに間に合うように製作のほうをされてゐると聞いております。型はでき上がつております。

○議長（坂口久信君）

もう1点。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

道の駅整備事業ということで800千円、九州建設弘済会からの寄附を財源とした双眼鏡の設置ということで計上させていただいておりますが、この建設弘済会というのは、国土交通省の各地方整備局に設置をされております社団法人でございます、旧建設省関係の外郭団体ということで、各地方整備局ごとに設置をされておりますけれども、国の行政の補完業務

をするということで、今で言いますと天下り団体の一つということで、実は解散を予定されている団体でございます。

それで、この弘済会につきましては、以前から各公益事業への支援事業ということでなされておりますが、ここ数年、各九州管内の道の駅に係る事業について支援事業を行うということで寄附行為をされております。それで、昨年度は実際、物を寄附されまして、AEDを道の駅に寄附をされております。今回はまた追加で各道の駅に1カ所ずつということで寄附の申し出がありまして、ちょうど道の駅の北側の公園広場が、展望台が完成しましたので、そこに双眼鏡を設置しようかなということでちょっと考えていたちょうどそのとき、そういう寄附の申し出がありましたので、それを受けて予算を計上させていただいております。以上でございます。

○2番（山口 巖君）

銅像のほうは型ができているということでございました。

それと、もう1つ、銅像はいいんですけども、やはり太良の人は岳の新太郎さんて、ああ、こうってわかるんですけども、あれだけの多くの人間が遠くからも見えるし、今までのこの人はどういうふうなことだったんだとか、この文言ですね、そういうふうなのが必要だということは前々から話があったわけですけど、その辺の進みぐあいはどうですかね。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

銅像の建立と一緒に、その台座に、台座も約1メートルちょっとの台座の上に銅像を乗せる予定でございますが、その台座に岳の新太郎さんのいわれ等を記載をしたいと。それと、ざんざ節の歌詞も記載をしたいと思っております。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

いや、私が聞いている、そのいわれをもう多くの人がほかから聞いてもいろいろいわれが、1つじゃないと思うんですよね。それで、どういうふうにして、もし、文章がわかっていたら、ここでちょっと報告していただきたいと思うんですけど。

○企画商工課長（桑原達彦君）

実際刻みます文章は、ちょっと今手元にございませぬ。山口議員おっしゃるとおり、岳の新太郎さんのいわれはいろんな説がございます。それで、それを最大限集約した短文をまとめて、そこに明記をしようと思っております。

以上でございます。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、私もあっちこっち観光スポットに行っているいろんな話を聞くんですけど、実は私もこの岳の新太郎さんの銅像ができるというときに、私のおばにちょっと聞いたんです

よ。「この岳の新太郎さんて、どがん人やったっちゃろうか」、「とにかくよか男で、女子がぶら下がってさるくごとよか男やった」ということで、「ああ、そしたら、ぶら下がり台も、岳の新太郎さんの横にぶら下がりでもつくるごとしたらよかですばいね」という話もしたつですよ。それと一緒に、よそに行ったらよく、おてもやんのごと顔だけ出して写ったりとかする部分のあるけんですよ、そこら辺のぶら下がり、岳の新太郎さんにぶら下がってさるいたという、そういうのも一つユニークな発想じゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

今現在、漁師の館の前にそれらしきものをつくられているものがございますが、記念写真用にそういうモニュメント的なものということで以前からお話もございますので、その辺また関係者と協議しながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

数字的な質問ではないわけですけど、22ページに農地等災害復旧費ということで7,400千円ほどの補正が上がっておりますが、これ災害復旧という意味から考えれば、竹崎・上田古里線も同じような災害復旧ということで、多分補正3号のほうで計上されていた264千円と思います。ここ同じ災害復旧でありながら、科目を分ける理由は何でしょう。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

この農地等災害復旧費につきましては、款の11の災害復旧費でずっと組んでおりますけど、竹崎・上田古里線の災害ですか。（発言する者あり）

○企画商工課長（桑原達彦君）

竹崎・上田古里線の分については、専決でお願いした補正の部分で、それについては企画財政管理費のほうで上げていまして、災害復旧費ではございません。

○1番（所賀 廣君）

専決ですが、同じ災害復旧であるなら、わざわざこうやってじゃなくて、農地等の災害復旧事業費という項目の中に入れられなかったのかなということでお尋ねしているわけですが。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

県道の竹崎・上田古里線の分については、外灯そのものの修繕料でございます。それで、その災害発生につきましては、県道の横ということで、それも民地ということで、県としてもその部分をどういうふうな復旧をするかということで、民地ですので、その辺の地主の方とお話をした上で今後のことを検討するというので、一応私どもとしては、施設そのものの、外灯そのものの修繕ということで計上させていただいておりますので、農地等災害復旧

費とはちょっと予算科目等も全然違うということで御理解をお願いいたしたいと思います。

○1番（所賀 廣君）

この外灯ですけど、ずっと各方につけられてきた経緯があると思います。以前は、多分25メートル間隔ぐらいでつけられて、今では50メートルぐらいになっていると思うわけですね。これがやっぱり電気料としては数十万単位の多分お金が発生していると思いますけど、今、50メートルでやっているならば、もともとついていた25メートル間隔でつけていたのを、じゃ、半分ずつ消しとって、多分自動点滅器でついていると思います。暗くなってつき、明るくなって消えるという自動点滅器方式だと思いますけど、電気料も節約するという意味では、じゃ、1本ずつ消して、同じ50メートルずつでつけておこうかという、そういうふうな発想はできませんか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

竹崎・上田古里線の外灯につきましては、国道からと、あとバイパスのところ、バイパスの部分ですね、最初、グルメロードということで一応観光目的ということで設置をさせていただいております。14年度にですね。その後、19年、20年、21年度ということで交通安全施設ということでJRの助成金等を使って整備をさせていただいているわけでございます。

それで、今現在41灯街路灯がございます。それで、平成21年度に新しく5月からまた設置をしておるわけですが、すべての電気料の合計が8月分で竹崎入り口の看板灯を含めでも15,564円でございます。

それで、最初の25本については、議員御指摘のとおり、25メートルピッチでサイン計画の流れの中で観光ということで設置をしております。その後は50メートルピッチで道路の安全施設、あるいは防犯灯という位置づけで設置をしております。

それで、電気代についての御指摘でございますけれども、私どもが思っていたよりもそう高くはないかなと思っております。しかし、その辺、経費の削減等もありますので、御指摘の部分については検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○1番（所賀 廣君）

もう1つお尋ねしますが、今、竹崎グルメロードというか、ポールにあれもPRでしょうけど、あそこに観光業者、そういった方、太良町内のそういった業者の方をお願いをして、PRといいますか、何とか旅館とか、そういった名前をつけていただいて、負担をかけるとは思いますけど、できないものか。県道ですので、その辺、太良町だけで独自で考えてそういった発想を持っていいものか、あるいは県道ですので、県のほうの何かの許可が要るのか、そういったPR看板を業者の方をお願いするというふうな方法はないですか。

○企画商工課長（桑原達彦君）

お答えをいたします。

街路灯等についていろんなPRの、旅館等の看板等設置できないかということでございますが、一番当初、平成14年、それ以前に街路灯を設置しようというところに、当時の商工会等あたり、そういう議論があったとお聞きをしております。その後、そういう設置をという要望については今のところ私どものほうには届いておりません。

それで、あとその設置するについて、県道でありますから、県との協議は必要かどうかという御質問なんですけれども、街路灯そのもの41本についてはすべて占用の許可をとっておりますので、その分の敷設については多分新たな許可は要らないと思いますけれども、一応協議はしなくちゃいけないかなというふうに思います。

以上でございます。

○8番（久保繁幸君）

そのグルメロードの看板の件についてなんですが、協議がなされていないということをおっしゃいましたが、その設置時点で、それは申し込みをしました。ということは、何で我々があそこにグルメロードだけじゃなくて、看板等々の製作が設置できないのかということ、県が許可をしなかったんです、その時点では。県道だから、県の許可はできないということで、その時点では断りが来ました。しかし、今、県としてもいろいろな面でPR等々の収入を上げておりますよね。大きく言えば、サッカーの鳥栖のサガン鳥栖のところですか。ああいうのとか、書類等々とか、いろいろな面で収入を上げるような努力をされていますよね。それで、その辺は、今若干その辺の要綱は変わっているんじゃないかと思えます。今、所賀議員が言いましたが、我々の観光業界もその辺はだれがするのか、する者がおるのか、それは許可が出れば検討していきたいと思えますが、その辺はまた県との交渉もしていただければ、我々も考えをしていきたいと思えますので、その辺を県との交渉もしていただきたいというふうに考えております。

○6番（川下武則君）

関連になるんですけど、ところで、竹崎・上田古里線なんですけど、道路拡張のほうが全然進んでいないんですけど、今、状況的にはどんな感じになっているか、建設課長に聞いたいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

7月の下旬ぐらいに県のほうと今後の進め方について打ち合わせを行いました。お盆前、それと、お盆明けに地権者の方のほうに御相談に行ったわけなんですけど、余りいい返事がなかったということで、ちょっと今のところまだ進んでいない状況であります。

今後その地権者の方に対して、ちょっといろいろな方向から御相談をしていきたいということで、県のほうとはそういう状況で今のところなっております。

○6番（川下武則君）

地元の方、道越、竹崎の方なんですけど、とにかく一向に進行しないじゃないかということですよ。それと、結局、歩道が広がったところから小さくなって、帰り道なんか行くもんやけんですよ、かなり非常に危ないといえますか、子供が減ったといえども、道越竹崎線はかなりの子供がまだ通学をしております。私的に思うんですけど、もし、道路の変更ができるものだったら、もう何年もかかって、こうやって地権者との話が進まないような状態が続いているということであれば、どっちかに道を動かしたらどうかという話も、私のほうにもいろんなそういう意見が来ていますけど、そこら辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

今、議員御指摘のとおり、土木事務所のほうも最終的には承諾が得られないところには現況のままでいかなければしょうがないのかなというふうな考えも少しは持つておられますけど、ただ、どうしても改良したほうが良いということで、地元のほうからの要望ということで、承諾ができたところだけでも進めてくださいという要望は来ております。ただ、県としては、やっぱり順序よく、結局、先のほうが承諾できたからといって、工事を行いまして、手前のほうがどうしても得られなかったということで、法線的にまたちょっと都合が悪いとか、一番ベストな法線を県はとっていきたいということで考えておられますので、先ほども言いましたけど、お盆を挟んで御相談に行ったときも、地元の区長さんにも御足労願いまして行ったわけですけど、ちょっとなかなかいい返事がもらえませんでしたけど、今後もずっとこれから進めていきたいと思っております。

○12番（木下繁義君）

ただいま川下議員のほうからいろいろ要望的な話がありますが、これは建設課長も地元の区長、県の担当の方あたりと努力をされているということは聞いておりますけど、なかなか相手はその相談に乗っていただけないということのようでございますね。

それで、果たして今まで相談を何回とも繰り返して、できないと。そこで、例えば、もう区長だけじゃなくして、地元の評議員とか、もっと余計の人数で行ってやるとか、それからまた、県の方針としては順次やっていきたいというふうな、先ほどの説明でございましたが、例えば、今の行きどまりから先のほうに延長するには難色を示していらっしゃる地権者がおると。そこで、もう一方の出口のほうからでもやってもらえば、やっぱりもっと理解を得るんじゃないかという気がするんですよ。やっぱり今、難色を示しておられる地権者のほうは、子供さんたちが都会に住んでいらっしゃるというふうなこともあって、金銭的にもいろいろ考えが違ふんじゃないかという思いもあります。

そこで、時間ばかりとっても一向に進展はなかなかしにくいと思うので、やっぱり例えば、もう竹崎道越総がかりで相談に行くとか、それはもう私たちでも地元の議員としては、道越、

竹崎一緒になっても、せっかくここまで今までの悲願が達成されつつあるのに、あれでちょっと断念するという事は、もう地域としても心苦しい立場でございますので、もうひとつ再度、緊急にでも県のほうにも相談をしてもらって、今、私が申し上げているような地元こそでても相談に当たるといふような話し合いを進めてもらうようなことはいかがでしょうか。

○建設課長（川崎義秋君）

お答えします。

お盆前、お盆後に御相談に伺いましたけど、そのときにも地権者の方は、ちょっと言われることは、どうせ自分のところだけ残って、前後はきれいになって、どうせ私たちが悪者になつとやろうだいねというような、そういう考えもお持ちですので、そういうことがないように、やっぱり土木事務所としては手前のほうから進めていきたいというふうな考えを持っておるようです。

それと、最後の御相談に行ったときには、息子さんとかもお盆に相談されたわけですけど、もうしばらくちょっとほったらかしとこうかというようなちょっと考えを言われたそうですので、少し時間を置いてまた土木事務所と御相談に行って、スムーズにいくように進めたいと思っております。

○7番（見陣泰幸君）

17ページの28. 繰出金のところで高齢者等肉牛飼育基金繰出金、そこで10,917千円補正があつていますが、これ何件あつて、何頭入れたのか、ちょっと質問します。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

平成21年度に償還があつた金額が17,827,537円ございます。その中で、これは国の交付金も入っています貸付牛の分でございますので、国庫に返す金額が6,912千円で、その残額について高齢者等肉牛飼育基金に繰り出しをしたというようなことでございます。

○7番（見陣泰幸君）

そしたら、これ繰出金というとは、頭数とかなんとは別に仕入れたりとか、仕入れますから、仕入れるに当たつてという申し込みがあつた金額ではなくて、違うんですか。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

5年経過後の償還でございます。貸し付けていた金額が戻ってきましたので、その中から来年度までですが、国がもうこの交付金活用をした貸付制度を18年度から廃止をいたしておりますので、18年度から毎年度国のほうに返還をいたしております。その返還をした金額の残額を、また高齢者等肉牛飼育基金に繰り出しをしたということでございます。これは県の高齢者等の貸付牛の基金、そちらのほうに繰り出しをするということでございます。

○7番（見陣恭幸君）

基金に繰り出している、それはちょっと言えば、それを貯金してという形、わかりやすく言えば貯金しておくという形で考えていいんですかね。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

そういうことで御理解をいただければと思っております。

○2番（山口 巖君）

同じページです。特産地づくり推進費、その中でさかの強い園芸農業確立対策事業費ですか、これ1,440千円、これ事業費の変更というような説明になっております。これは変更というのは政策の変更ですか、個人事業者の変更ですか。説明。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

1件は太良町の果樹高品質化組合への土壌水分管理資材ですね、いわゆるマルチでございますが、それが対象面積が若干減りましたので、その分469千円減額と。それで、ふえた分が、いわゆるお茶畑の防霜ファン、その分が1件だけ申請がございましたので、追加というようなことで、その分が1,099千円。相殺をいたしまして、ここに上がっております1,440千円の増というようなことで補正をお願いしているところでございます。

○2番（山口 巖君）

ちょっと関連になりますけど、実は強い農業ということで、なかなか農業が強くないというのが現状でございます。

というのは、1つは、ただこういうふうに給付をやった、昨年、一昨年あたりがイノシシの緊急捕獲あたりで相当の箱わな、そしてまた電さくあたりを補助をやったわけですがけれども、今現状を見ても、果たしてその箱わながまだ小屋の中に入っている、そういう集落もありますからね。それと、もう1つは、電さくあたりも2年ぐらいは一生懸命電さく効果を、電気牧さくですよ、電さく効果を出すわけですがけれども、今は二、三年したら、もう腐る、あるいは漏電とかいろいろの問題がありますから、常に管理しとかにや効果がないということですから、やはり毎年高額の農業に対しての補助金を出していただいているということはわかるんですけども、検証というのをどこかでしてこないと、ただの、先ほどの一般質問の町長の答弁じゃありませんけど、なかなか少ない予算で大きい効果と、これ絶対不可能だと思うんですよ。というのは、農業に対して一生懸命やっている、しかし、この検証というのが全くなっていないというのが今の現状じゃないかと思えます。

一番最近で例というのが、中山間地直接支払い制度、あれが会計検査が入るんだということが各中山間地の役員あたりに入って、本当に太良の中山間地が目が変わるような大きい立派な姿になったということもありますから、やはり検証も、どういう格好で、毎年というのもなかなか難しい、しかし、やっぱりおたくイノシシの捕獲ならこのくらいのどうしている

んですか、全くおたくの地域はいないんですか、それとも、やっていないんですかとか、何かの検証をして、よりよい助成金で、よりよい効果をといるのを目指さにかいかんし、また、そうしないとできないと思うんですけど、いま一度回答をお願いします。

○農林水産課長（新宮善一郎君）

お答えをいたします。

議員御指摘のように、こういうマルチとか、あるいはイノシシの電気牧さく等助成をしておりますが、一生懸命取り組む地区と、そこまで一生懸命ではない地区の温度差というのは当然ございます。一例言いますと、鹿島藤津地区の有害鳥獣の対策協議会の中では、特に伊福地区においてはモデル事業とかなんとかということで一生懸命取り組まれております。そうでない地区については、もうちょっと啓発活動ですね、電気牧さくの管理、あるいは箱わなの管理とか、そういうことについて啓発をするように御意見がございましたので、町報等を通じて各地区には啓発をして、それから、検証についても順次進めていきたいと考えております。

○町長（岩島正昭君）

今、山口議員からおっしゃったとおりに、結局、二、三年前までですけども、樹園地のマルチ資材の購入費を町が給付しとったわけですね。補助をやりよったと。資材購入費で町からもろうて、実際マルチは張らんで小屋の中にマルチがあったというふうな状況ですよ。だから、昨年度あたりからもう実際マルチを張った分をやりますというふうなことでだんだんそこら辺の中を変えていかにや、金ばかりやったけん、実際はもろうて何も使わんというふうな、そのあたりがあるものですが、もう新年度からそのあたりは徹底的にチェックをして、そして、もっと絞る分は絞るというふうなことでやっていきいと思います。

以上でございます。

○2番（山口 巖君）

どうもありがとうございました。

というのは、やはりこんだけしてもなかなか1次産業、農業が効果が出ないという、1つはそこにあるんで、ばらまき、ばらまき。それは今までずっとやってきたことだと思いますけれども、やはり町長がいつも言うように、やる気がある人ということなんですよ。やる気がある人といったら、やっぱりそういうふうに補助を受けたのを丁寧に、そしてまた、しっかりその働きをさせるという、そういうことかなと思います。だから、ただ単にこう要望があったから助成をするんじゃないで、やはり——と思うのは、今マルチの話も出ましたけど、摘果剤でもしかりなんですよ。全部かけたという人はかえって少ないかなというぐらいの地区もありました。それから、そういうのを含めて、はっきりしたところの検証とか、やっぱり補助の出し方というのをしっかりやっていただきたいと思います。

○6番（川下武則君）

関連ですけど、私もミカンをつくっているんですけど、ミカン農家の方から言われるとが、昨年と同じように、またことしも実は日焼けといいますか、そういうミカンが非常に1割、2割ありまして、今の状態でまた昨年みたいに値段の低迷だったら、もう非常に厳しいということなんです。私から町長たちに、また、農林水産課長たちをお願いなんですけど、もうちょっと本当にミカン農家はあっちこっちいろんな県がいっぱいあります。だけど、何とかこの太良町のミカンの特産品としてPRに力を入れてもらって、あっちこちに、古川知事あたりにも食べてもらったりして、何とか太良町のミカンにPRに力を注いでもらいたいなど、そういう部分で予算をもうちょっとつけてもらったりとか、そういう部分で考えをしてもらいたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○町長（岩島正昭君）

昨年来から、去年おとしぐらいから、1次産業はミカンの単価が安い、安い、安いというふうなことで、飯はこげんなら食われていかんとばいというふうなお話はどんどん聞きます。でも、細部に入って聞きますと、やっぱりそれだけ徹底した肥培管理等々をやっておられる方は売りよんさつとですよ、何千万級の。だから、本当にやる気のある人には私は補助をやるというのは、そこですよ。だから、本当に1次産業でミカンば食うていかばんという人に徹底的にそういうブランド品をつくる間は徹底した肥培管理をやっていただいて、どうしても安かなら、そういうふうな内容等について、やる気のある人にはやらんばいけんですけど、表だけで安か、安かと、補助をやった、後は補助をもらって、もう摘果もあんまりせん、散布も、摘果剤もひっかけていっちょくというふうなことであれば、通常、私がごつともうばらまきはせんというのはそこあたりですからね。もうひとつ生産者の方も一生懸命になってやるというふうな意気込みを持ってもらわんことにはですね。そこら付近も内容のチェックをして、補助を補助なりにやるところはやるというふうなことで考えております。

○5番（牟田則雄君）

これは予算の数字を質問するんじゃないんですが、この表示の仕方で表の中に年度を20年度、21年度、22年度と数字を入れた年度と、前年度、前々年度という表示の仕方と、これはどういうことで仕分けられておるのか、ちょっと質問します。（発言する者あり）

わかりやすく言えば、今、審議しているこの4号の一番最後のページ、ここだけじゃないんですが、途中で意外と前々年度末とか前年度末、それとか、20年度末、21年度末と、数字をはっきり入れた年度末と前年度と前々年度と入れた書き方と2通り多分町のこの予算書とか決算書の中にはあると思うんですが、この仕分け方はどういうあれによって別々にされておるのか、ちょっとお尋ねします。

○財政課長（大串君義君）

お答えいたします。

企業債の関係でいいますと、この表示の仕方というのは決まっておりますので、そのとお

り表示をいたしております。

ただ、あと21年度とか、20年度とか、そこら辺の特に決まりというのは、あるのもあるし、ちょっとないのもあるし、わかりやすい形で表示をしているというようなことで御理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

これは規則にのってこういう書き方をしておるということでもいいわけですか。こういう規則を決められているということですね。

○財政課長（大串君義君）

こういう調書についてはひな形がありますので、そのとおりに掲載をいたしております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに、よかですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第70号 平成22年度太良町一般会計補正予算（第4号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

昼食のため、暫時休憩をいたします。

午後0時4分 休憩

午後1時1分 再開

○議長（坂口久信君）

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

休憩を閉じ、直ちに会議を開きます。

日程第19 議案第71号

○議長（坂口久信君）

日程第19. 議案第71号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）についてを議

題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第71号 平成22年度太良町山林特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第72号

○議長（坂口久信君）

日程第20. 議案第72号 平成22年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（牟田則雄君）

この特別会計は、大体今年度いっぱいでもう廃止になる会計になっているでしょう、多分、どうですかね。ちょうどそれで、ここで1回補正を組んでおられるんですが、年度いっぱいまでにはこれがどういう変化をする見込みなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康増進課長（松本 太君）

お答えいたします。

まず、最初に言われました老人保健特別会計の今年度いっぱい終わるのかということですが、一応2年間の経過措置でございましたので、今年度で終わる予定でございます。

それと、今回補正をいたしておりますが、これは21年度分の確定によって補正を行っておりますので、今後は多分ないだろうとは思いますが、また、ひよつとした追加があるかもわかりません。そのときはまた補正をお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第72号 平成22年度太良町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 議案第73号

○議長（坂口久信君）

日程第21. 議案第73号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第73号 平成22年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第22 議案第74号

○議長（坂口久信君）

日程第22. 議案第74号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第74号 平成22年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第23 議案第75号

○議長（坂口久信君）

日程第23. 議案第75号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。よかですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第75号 平成22年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第24 議案第76号

○議長（坂口久信君）

日程第24. 議案第76号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第76号 平成22年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第25 議案第77号

○議長（坂口久信君）

日程第25. 議案第77号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（所賀 廣君）

水道の3ページですが、水道事業改良費1,576千円、配水管改良及び水道施設整備工事費とありますが、これはどこの分の改良なのでしょう。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回、1,576千円の補正をお願いしている分につきましては、糸岐橋、糸岐地区の北町側は津崎商店、それから対面側の大野さんですかね、そこにかかっております糸岐橋に添架させております水道管が、年度当初に漏水を発見いたしまして、どうしてももう修理ができず、水管橋をかけ直すということで、4月以降に工事等を行っております。それで、22年度で主要事業で上げておりました事業等を含めると、どうしても1,576千円、今回補正をお願いする分が不足しますので、今回補正をさせていただくような状況でございます。

○1番（所賀 廣君）

今、水管橋とお聞きしましたが、いつごろ工事をした分なのでしょうね。それと耐用年数といいますか、この2点お尋ねしたいと思いますが。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

今回かけかえました前旧管につきましては、昭和44年に改良が行われて41年が経過しております。それで、耐用年数は、当時では25年という表示がされておりましたけれども、平成

13年の法改正により現在の耐用年数は40年というふうになっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○6番（川下武則君）

環境水道課長にお尋ねですけど、火葬場のやつで、擁壁の回りに種をつけたやつをずっと石垣でこうしている。あそこがちょっと非常にみたんなかけんが、何とかしてくれんやろうかという話ばってんが、いかがでしょうか。

○環境水道課長（土井秀文君）

お答えします。

火葬場の件ですけれども、部落の人、議員さんたちから、もうかなりブロックをつくるのが早かったもんですので、それで、雑草などがかなり繁っているということで御指摘いただきましたので、うちのほうで対応しまして、草払い等は済ませておるような状況でございます。

以上です。

○議長（坂口久信君）

川下君、注意いたしますよ。こういう場でそういう質問をしないでください。よろしくお願ひします。

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第77号 平成22年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第26 議案第78号

○議長（坂口久信君）

日程第26. 議案第78号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（久保繁幸君）

横文字を書いています。メディカルソーシャルワーカーという業務はどういうふうな業務をなさる方ですか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、患者様が入院されるに当たって、その手助けをする、手助けといいますと、入院時点でいろんな補償であるとか、あと障害を持った方だとか、そういった方がいらっしゃいます。それとか、ひとり暮らしとか、そういった方もいらっしゃいますので、そういった方にいろんなサービスがあるというのを教えるような役割です。また、他院から入院されるときに他院とのやりとりをきちっと、先生方とのやりとり、どういった患者様の状況かというのを知る上で、その窓口となるような業務をまずは入院時点でやります。退院時点は、またほかの病院に紹介をする、また、在宅に帰るといったときに、いろんなサービスを利用しないと独居の方はひとり暮らしができませんので、そういったサービスがどういったサービスがあるとか、そういったものを教えていって、スムーズに在宅に帰れるような手助けをする、そういった業務がソーシャルワーカーの業務になっています。

以上です。

○8番（久保繁幸君）

その方の賃金で二百十数万上がっておりますが、それで、その方をそういうのを導入して、病院側から考えて、どのようなメリットがあるのかですよ。点数が上がるとか、医療費を余計もらえるとか、そういうのがあるのかどうかですね。それだけの賃金払った分のメリットはあるのかお尋ねいたします。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

退院時点では、そういう補助をした場合に診療報酬算定上、請求ができるようにはなっていますが、その金額が人件費に対して全部見合っているかといったら、そうではありません。足りない状況ではあります。それ以上に、患者様へのサービスというところが充実してきます。他の医療機関との連携もうまくとれるようになって、患者様がスムーズに病院間の入院退院、もしくは在宅へ帰るときの安心して家に帰れる、そういったサービスは今まで以上に上がるとお思いますので、病院としてのサービスの提供の向上、それとか、やはりそういったことをやることによって、住民の皆さんからの信頼も得られるとお思いますので、金額が出ていく以上のメリットはあると考えます。

○5番（牟田則雄君）

これは一部の人の誤解ならいいんですが、太良病院が午前中しか診療はしないと言われたという町民の方があっちこっちにおられるわけですよ。そこら辺をそれがその方の誤解なのか、それとも、何時から何時までちゃんと平日はやっておりますという、そういうとをもう

少し町民の方にもあれしないと、一部の人が誤解して、そういうことをずっと言われると、もうあっちこっちで太良病院は午前中しかせんと言わしたばいというごたつことが、もうあちこちで今話が出てきておるわけです。そいけん、そこら辺はどう、診療時間とかそういうのはどうなっていますか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

診療科によっては午後もやっている診療科もあります。それは一つ一つ説明したほうがよろしいでしょうか。（発言する者あり）午前中診療だけという内科も午前中だけです。実際はですね。救急の対応などはできる限りはやっておりますが、何せドクターが1人しかおりませんし、昼からは病棟の回診、また、光風荘の回診とか、予防接種であるとか、そういったものもありますので、なかなか午後の対応というのは1人のドクターでは難しい状況だと思っています。

ということで、今、内科と外科は午後の診療は原則はやっていないということにしています。整形外科も午後はほとんどオペに入っておりますので、2人とも手術に入りますので、午後の診療は行ってないということにしていますが、救急対応ができる場合はもちろんやっています。

以上です。

○5番（牟田則雄君）

そしたら、そう聞かれた場合は、今答えられたとおりに、内科、外科は、もう原則午前中、そして、今言われた手術等はそのときに応じて午後もやられるときがあるということで、いや、もう何人でもそういうことを聞かれたもんですから、そののところ、私も病院に来て確認すればよかったとばってん、それがなかなか病院には今のところ健康でかからんもんですから。わかりました。今後そういうことを聞かれたら、今説明を受けたように説明しておきます。

○議長（坂口久信君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

議案第78号 平成22年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成

の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第27 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第27. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長から、お手元に配付しました別紙付託申請書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りします。総務常任委員会委員長、経済建設常任委員会副委員長、議会運営委員会委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

日程第28 意見書第8号

○議長（坂口久信君）

日程第28. 意見書第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第8号につきましては、本日出席の全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第29 意見書第9号

○議長（坂口久信君）

日程第29. 意見書第9号 米価下落への緊急対策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第9号につきましては、本日出席の全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決をしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第9号 米価下落への緊急対策を求める意見書（案）の提出について、本案の賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

日程第30 意見書第10号

○議長（坂口久信君）

日程第30. 意見書第10号 新たな経済対策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第10号につきましては、本日出席の全議員の提出によるもので、内容も判明をいたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。質疑、討論を省略し、採決をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第10号 新たな経済対策を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

満場一致。よって、意見書案は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。今定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には議長において善処することを御承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。今定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これもちまして、平成22年第3回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時25分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 川 下 武 則

署名議員 見 陣 泰 幸

署名議員 久 保 繁 幸